

# 憲法第9条の成立と武器なき国防

三石 善吉

## Article 9 and Nonviolent Defense in Japan

Zenkichi MITSUISHI

### Abstract

This essay examines the following three points. Firstly, why Gen. MacArthur ordered to enact the absolutely peaceful Constitution of Japan? Secondly, how the Art.9 was established in course of institution? Thirdly, how the explanation of Art.9 has changed under the political situation of Cold War system?

「武器なき行動」・「武器なき国防」論は、チェコスロバキア(1968年)の場合のように、大国に困憐された小国生存の政策という、いわば「現実政治」の必然の帰結ともいふべき面と、カント「永久平和論」に見られるところの人間を戦争の手段と見做すことを拒否した、いわば「人間の崇高な理念」の表現といふべき二つの面をもつ。

われわれは、「戦争違法化」の理念を更に一歩進めて、「戦争の放棄・戦力の不保持」という、いわば「武器なき国家防衛」を日本の国家目標として実現するには、どうすべきかと言う観点から考察を行うが、その前提として、憲法9条に表明されている崇高な理念を日本国憲法の条文中に明記したのは一体誰か、一体何故なのか。日本政府はこの第9条をどのように考え、現実にもどのように運営してきたのかを振り返ってみる。こういった視点からの研究はすでに膨大な研究の蓄積があ

り、ここではその通説確認の作業を行うことにする。

### 第一節 憲法第9条の成立とマッカーサーの戦略

戦争放棄・戦力不保持といった「武器なき国防」を宣言する日本国憲法第9条は一体誰が提案したか。その「発案者」は一体誰であったのか。その条文はどのように現行憲法の第9条となって行ったのか。こういった疑問は単に第9条の成立に係わるだけではなく、日本国憲法全体の成立史に係わることは自明であって、以下では、この日本国憲法の成立に関する通説というより常識をまとめておく。

#### <日本国憲法成立簡史>

マッカーサー元帥は1945年10月4日東久邇

宮内閣の無任所大臣近衛文麿に帝国憲法改正を指令する。それとは別に、9日後の10月13日、新しい総理大臣・幣原喜重郎（10月9日組閣）は、松本蒸治国務大臣を委員長とする「憲法問題調査委員会」を設置し、憲法改正作業を開始させる。この10月13日の新憲法制定の新聞報道を契機に、政党あるいは民間の憲法草案が作成され、新聞にも報道され始める。1946年1月4日にはいわゆる松本案（甲案と乙案）が脱稿し、1月30日、松本大臣は閣議において「松本私案」「甲案」「乙案」を説明する。この案は帝国憲法とほとんど変わらぬものであった。その2日後の2月1日、『毎日新聞』は政府の憲法改正試案全文を1面トップで報道する。『毎日』の大スクープである。報道されたのは「宮沢甲案」であったが、これは「松本甲案、乙案」と大差のない案であって、『毎日新聞』すら「あまりにも保守的、現状維持的のものにすぎないことを失望しない者は少いと思ふ」と酷評した<sup>1)</sup>。

しかし最も「失望」したのは実はマッカーサー元帥であって、この日のうちに、「松本案」を拒否し、代わって総司令部民生局（ホイットニー民生局長）に憲法の原案を作成させようと決意する。体裁はあくまで日本側が作成したことにする。2月2日夜には、マッカーサー元帥とホイットニー陸軍准将とによって、いわゆる「マッカーサー・ノート」（天皇の存続・戦争放棄・封建制度の廃止・イギリス型の予算制度の4点を含む）が作成され、この「ノート」に基づいて総司令部民生局25人のスタッフの章別・条項別分担で（誰がどの章を担当したか判明している）、日本国憲法草案作成の作業が2月4日午前10時から開始する。このとき期限は1週間とされたが、実際には2月12日深夜までかかり、結

局9日間で民生局は、全92条からなる日本国憲法の草案（英文である）を完成させる。「密室の9日間」と言われるゆえんである<sup>2)</sup>。2月12日に予定されていた「松本案」の非公式検討会談は、翌日の2月13日に行われた。

1946年2月13日午前10時、麻布の日本外務大臣官邸において、日本側は吉田茂外務大臣、松本蒸治国務大臣、通訳の外務省嘱託長谷川元吉、終戦連絡中央事務局次長白洲次郎の4人、アメリカ側はホイットニー民生局長（陸軍准将）、ケーディス民生局次長（陸軍大佐）、ハッシー（海軍中佐）、ラウエル（陸軍中佐）の4名（4人とも憲法草案作成に忙殺され、前夜から一睡もしていない）の会談が予定通り行われた。「松本案」検討の非公式会談と思いついていた日本側は全く新しい憲法草案（全11章92条。戦争放棄は第8条）をいきなり突きつけられて驚愕・動揺する。

結論から言えば、日本側は2月22日の閣議で、この総司令部民生局原案受け入れを決定し、3月5日までに、この英文憲法の翻訳修正（「日本化」）を完了する。1946年3月6日午後5時、日本政府はこの新しい「憲法改正草案要綱」（全文。11章95条。片仮名、文語体）を発表し、翌3月7日の各紙は「戦争放棄の新憲法草案！」、「主権在民・戦争放棄」と一面トップで大きく報道した。「憲法改正草案要綱」発表後、新しい憲法は口語でという要求を受け入れ、4月3日入江俊郎内閣法制局長官、佐藤達夫局長らは1日がかかりでこの作業を完了する<sup>3)</sup>。

1946年4月10日、新しい選挙法（女性の参政権・20歳・大選挙区）で衆議院議員選挙が行われた。自由党141、進歩党94、社会党93、協同党14、共産党4、諸派38、無所属81である（この新議員たちが2ヶ月後の6月20日か

1) 古関彰一『新憲法の誕生』中公文庫、2001、97頁以下。

2) 鈴木昭典『日本国憲法を生んだ密室の九日間』創元社、1995、294、19頁。

3) 古関彰一、前掲書、210頁以下。佐藤達夫『日本国憲法誕生記』中公文庫、1999、82頁以下。

ら、最後の帝国議会で、新しい憲法草案を審議することになる)。その翌週の4月17日、政府は「憲法改正草案」を発表する。翌18日の新聞報道によって、国民は初めて「口語・平仮名」で書かれた斬新な日本国憲法の全貌を知り、感動を持って迎える。

つまり国民は1945年10月13日の各紙の報道で政府が憲法改正に着手した事を知る。その後、後に示すように、政党、学者、個人によるいくつかの「憲法改正案」が各紙に報道される。1946年2月1日に至って、『毎日新聞』が政府案を「スクープ scoop」し、国民は始めて旧態依然・保守的な政府案を知ることになる。それからほぼ1ヶ月後の3月7日、今度は、国民は、まったく逆の、革命的とも言うべき新しい憲法の全貌「憲法改正草稿要綱」を知って衝撃をうけ、さらに4月18日の新聞報道によって、三度、国民は法律として成文化された、「口語・平仮名」の新憲法を好意を持って歓迎するのである。1946年6月20日から始まった第90回帝国議会で衆議院（8月24日）と貴族院（10月7日）の可決を経て、1946年11月3日、日本国憲法が公布され、6ヵ月後の1947年5月3日から施行される。これが現行憲法である。

#### <「戦争放棄・戦力不保持」の発案 - アメリカ政府ではない>

「ポツダム宣言」はもちろん「SWNCC-150」「SWNCC-228」といった日本降伏の前後においてアメリカ政府から出された具体的「指令」の中に、戦争放棄・戦力不保持といった第9条の内容に相当する文言は全く存在しない。戦争の違法化という高邁な思想もアメリカ政府による日本占領政策の具体的指令として提示すらされなかった。以下はこの確認作業である。

アメリカ政府は、1944年1月14日大戦の終局を想定して、国務省内に「戦後計画委員会 PWC」を新設し、同年12月末には国務省と軍部との調整機関として「国務・陸軍・海軍三省調整委員会 SWNCC」を設置した。「SWNCC」は来るべき日本降伏後を想定して、1945年6月11日「米国の日本打倒後の初期対日方針（SWNCC-150）」を決定する。この「方針」は「アメリカが直接介入して、憲法・社会制度から教育・思想まで、侵略戦争を許容するような要素を全て取り除いて、民主的で平和な社会に作り変えるという手荒な方針<sup>4)</sup>」であるが、この中には「戦争放棄・戦力不保持」といった「憲法第9条」に相当する「方針」は全くない。

「ポツダム宣言」は、全13条からなる「日本国の降伏条件を定めた宣言」である。これは1945年7月17日からベルリン郊外のポツダム（Potsdam）で開催された主要連合国会議で採択され、この会議には参加しなかった中華民国政府の同意のもとに、1945年7月26日、合衆国大統領、グレート・ブリテン国総理大臣、中華民国政府主席の名のもとに発せられた。この中には「無責任なる軍国主義の駆逐」や「日本国軍隊の完全なる武装解除」を言うけれども、「戦争放棄・戦力不保持」の国家目的を掲げていない。

1946年1月7日アメリカ政府は「日本の統治体制の改革」（SWNCC-228）を承認し、11日にはマカーサーに送付している（参考資料かつ極秘扱いである）。その文書の中に、

日本人が、天皇制を廃止するか、民主主義的方向に改正するよう奨励しなければならない。日本人が天皇制を維持すると決定した時は、次の安全装置が必要である。

国民を代表する立法府が選任した国務大

4) 中村政則他編『戦後日本 占領と戦後改革 1 世界史のなかの1945年』（岩波書店、1995）所収の五百旗頭真「アメリカの対日占領管理構想」105頁。

臣が、立法府に連帯して責任を負う内閣を構成する。

天皇は、一切の重要事項につき、内閣の助言に基づいてのみ行動するものとする。

天皇は、憲法に規定されている軍事的権能をすべて剥奪される。

内閣は、天皇に助言を与え、天皇を補佐するものとする。

との条<sup>5)</sup>がある。留意すべきは、この1946年1月7日の時点で、アメリカ政府は日本側が「天皇制を維持する」場合を想定していることであって、マッカーサーはこの条件を最大限に利用して天皇を存続させることになる。とまれ、ここには「戦争放棄・戦力不保持」の条項は全く存在しない。つまりアメリカ政府は日本に「戦争放棄・戦力不保持」を要求も示唆もしなかったのである。

#### <「戦争放棄・戦力不保持の発案 - 日本側ではない>

日本における帝国憲法改正問題は、すでに述べたように、マッカーサー元帥が1945年10月4日、午後5時20分からの会見で、東久邇宮内閣の無任所大臣近衛文麿に対して、「憲法は改正されなければならない」と決め付けるように指令したことに始まる<sup>6)</sup>。東久邇宮内閣は翌日の10月5日には総辞職し、10月9日には幣原喜重郎内閣が成立する。10月13日『朝日新聞』のトップは、天皇が近衛を内大臣府御用掛に任命し憲法改正に着手するとの記事である。この13日、幣原総理大臣は閣議で、近衛の憲法改正作業とは全く別に、急遽、憲法改正のための「憲法問題調査委員会」(委員長松本蒸治国務大臣。元東京帝国大学・商法教授)を発足させ、以後憲法改正

は松本大臣のリーダーシップのもとに進められる〔こうして二つの改憲案が並行して進行し、近衛は憲法改正「要綱」を11月22日天皇に上奏するが、12月6日戦犯容疑者に指定され、12月16日には杉並の自宅で青酸カリで自殺している〕。

1945年10月13日以降、各紙が憲法改正の話題を盛んに取り上げたことによって、政党その他の民間研究団体が新しい憲法の草案を新聞紙上に発表する。いま佐藤達夫氏の『日本国憲法成立史』(第二巻)<sup>7)</sup>によってそれらを成立順に並べてみる。この作業は「戦争放棄・戦力不保持」の「発案」が日本におけるこれら「憲法草案」の中に存在しないことの確認作業である。なお、以下の11の憲法草案が1946年2月1日の『毎日新聞』のスクープ以前に日本側で起草され報道された憲法草案の全てであるようだ(日付は公表日)。

- (1) 共産党案骨子の報道、1945年11月12日。全6項目で〔一主権は国民に在り〕等からなる。現行憲法第9条に当たる条文なし。
- (2) 松本(蒸治)四原則の表明(第89議会) 1945年12月8日。〔一天皇の統治権総攬、二議会の決議事項の拡充、三国務大臣の責任を国務の全面にわたらしめる、四人民の自由・権利の保護の強化〕。これに基づく改正案は「甲案」「乙案」共に明治憲法そのままと言われている。軍事事項に係わる規定は一切ない。
- (3) 近衛案、1945年12月21日。「改正の要点」は9項目あるが、戦争放棄の条項は存在しない。
- (4) 憲法研究会案、1945年12月26日。高野岩三郎・森戸辰雄・鈴木安蔵等による。

5) 鈴木昭典『日本国憲法を生んだ密室の九日間』107頁。

6) 古関彰一『新憲法の誕生』、21頁。

7) 古関彰一、前掲書、44頁以下。佐藤達夫『日本国憲法成立史』第二巻、有斐閣、1977、733頁以下。

極めて進歩的内容で、12月28日の各紙は一面に全文を報道した。英訳も同日あるいは27日に総司令部に提出され「マッカーサー草案」に大きな影響を与えたが、草案作成中の討論でも、「絶対平和主義、一切の軍備はもたない」というような考えは出なかった」という。

- (5) 稲田正次案、1945年12月28日。明治憲法の一部改正の形をとるもので、この日新聞に報道された。稲田正次は東京文理科大学の憲法の助教授であった。草案作成の過程で、「第一章 総則」の第5条に「日本国は軍備を持たざる文化国家とす」とあったが削除されたという。
- (6) 清瀬一郎案、1945年12月。『法律時報』（昭和22年12月号）に発表された、全6か条からなる。戦争放棄に関する条項はない。
- (7) 布施辰治案、1945年12月。明治憲法の全文改正の形をとり、8章55条からなる。軍に関する規定はない。
- (8) 大日本弁護士会連合会案、1946年1月21日。「天皇制は之を存続」すること、「統帥権および軍政大権に関する規定を削る」とあるが、戦争放棄に関する条文はない。
- (9) 日本自由党案、1946年1月22日。鳩山一郎日本自由党総裁の談話と共に各紙に報道された。〔天皇は統治権の総覧者なり〕など明治憲法と変わらず、軍に関する規定は一切ない。
- (10) 高野岩三郎案、1946年1月28日。「天皇制に代へて大統領制を元首とする」共和制の採用を根本原則とするものである。軍に関する規定はない。
- (11) 里見岸雄案、1946年1月28日。10章

103条。〔大日本帝国は万世一系の天皇之を統治す〕等明治憲法と変わらない。軍に関する規定はない。

さて、以上新聞に報道された11の日本側の「憲法草案」を通覧するに、「戦争放棄・戦力不保持」の「発案」は、(5)の稲田案に見られるだけであり、しかも「軍備を持たざる文化国家」の規定は、結局削除され日の目を見ることがなかった訳であるから、憲法第9条の発案は、日本側には全くなかったことになる（それにしても各草案は全く明治憲法の枠を出ず、日本側の知性の貧困を如実に示している）。それでは、「戦争放棄・戦力不保持」の第9条の「発案者」は誰か。今日の通説ではマッカーサーと言う事になっている。以下は、この確認作業である。

#### ＜「戦争放棄・戦力不保持」の発案者 - マッカーサーである＞

「戦争放棄・戦力不保持」の憲法第9条の規定を「発案」したのはマッカーサーであるとされる。アメリカ政府の文書中にも日本側の憲法草案中にもなく、1946年2月3日の昼に行われた、ホイットニー民生局長、ケーディス民生局次長、ハッシー中佐、ラウエル中佐の4名からなる民生局のトップ会議で、ホイットニー局長が「最高司令官は3つの原則を書かれた」と示した文書に始めて登場するからである<sup>8)</sup>。これが今日の通説といっていよう。もちろん、この2月3日以前に、マッカーサーに「戦争放棄・戦力不保持」を「発案」した者として幣原喜重郎、ケーディス・ホイットニーらの名が挙げられることが多いが、佐々木高雄氏の詳細・緻密な研究によれば<sup>9)</sup>、いずれも疑わしい。

次には、この1946年2月3日、初めて姿を現した「マッカーサー・ノート」の全文を示しておく<sup>10)</sup>。もちろんこの時点で、これを

8) 鈴木昭典『日本国憲法を生んだ密室の九日間』17頁。

知る者は民生局の25名だけで、しかも厳しい緘口令が敷かれていた。

天皇は国のヘッド（注・従来 of 訳では「元首」）の地位にある。

皇位は世襲される。

天皇の職務および権能は、憲法に基づき行使され、憲法に示された国民の基本的意思に應えるものとする。

国権の発動たる戦争は、廃止する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための手段としての戦争をも、放棄する。日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。

日本が陸海空軍を持つ権能は、将来も与えられることはなく、交戦権が日本軍に与えられることもない。

日本の封建制度は廃止される。

貴族の権利は、皇族を除き、現在生存する者一代以上には及ばない。

華族の地位は、今後どのような国民的または市民的な政治権力を伴うものではない。

予算の型は、イギリスの制度にならうこと。

見られる通り「予算の型は」の条を独立させて、「3原則」ではなくて「4原則」と見たほうが良いが、ともあれこの中の「第2項目」が「戦争の廃止・紛争解決の手段としての戦争の放棄・自衛戦争の放棄・軍隊の不保

持・交戦権の放棄」を規定し、「崇高な理想」を謳っている。

#### <マッカーサーの戦略構想>

以下の論述は、なぜマッカーサーが「戦争放棄・戦力不保持・自衛戦争の放棄」を「発案」するに至ったのかその理由を、先行研究に依拠しつつ、考察することにする。

「戦争放棄・戦力不保持・時得戦争放棄」の条項は、上記「マッカーサー・ノート」から明らかのように、第1項目と第2項目とは厳密に「対等・並列な条項」として置かれている。マッカーサーは天皇制を存続させようとしており、それと平行して「戦争の放棄・戦力不保持・自衛戦争放棄」を規定している。「武器なき国防」を高く謳う「戦争放棄・戦力不保持・自衛戦争放棄」は、天皇裕仁に対するマッカーサーの個人的感情および占領政策構想と絡み合っており「発案」されていると考えられる。それならば、憲法9条と天皇条項とは、一体なぜ、どのように関連するのか。その理由は以下の行論で判明しよう。

さて、1945年8月15日、日本が無条件降伏し、1945年9月2日「降伏文書」調印によって、日本は合衆国・グレート・ブリテン国・中華民国・ソヴィエト社会主義共和国4国の「連合国最高司令官の制限の下に」置かれることになった。トルーマン大統領は1945年8月14日午後7時（現地時間）、マッカーサー元帥を「連合国最高司令官 Supreme Commander for the Allied Powers (SCAP)」に任命し、翌15日にこれを発表する。かくてマッカーサーは「ジャップともっとも長期間にわたって戦い、最もいまましい敗北を初期に喫し、しかも最も輝かしい再起を成し遂げ、いまや連合国のSCAPとして日本に対する占

9) 佐々木高雄『戦争放棄条項の成立経緯』成文堂、1997。なお深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』（岩波書店、1987、133頁以下）は幣原説を強調している。

10) 鈴木昭典、前掲書、18～19頁、31頁には英語の原文がある。

領政策を全面的に実行する権限を与えられることになった<sup>11)</sup>。ジャスティン・ウィリアムズも「マッカーサー元帥は占領政策の実行者であると同時に、多分に政策形成者であった。トルーマン大統領はワシントンの指令の欠陥を補完するために、マッカーサーに対して、彼の使命を遂行するに際して妥当と考える時には、その権限を行使するように提示した」と指摘している<sup>12)</sup>。

かくて、全能のマッカーサー元帥は、1945年8月30日、SCAPとしてマニラから厚木飛行場に到着し、まず横浜に総司令部（GHQ）を置くが、9月15日には東京日比谷の第一生命相互ビルにGHQの本部を移す。マッカーサーと天皇の会見は、その一ヶ月ほど後の1945年9月27日、アメリカ大使館で午前10時から約35分間にわたって行われた。この最初の会見で、二人の間に「人格の出会いがあった」と見るのが通説である。

マッカーサー自身は、この度の戦争に「全責任を負う」との天皇の言葉が「私の骨のズイまでもゆり動かした」と書いている<sup>13)</sup>。榊原夏氏も「天皇の何かがマッカーサーをひどく感激させた」、そして「天皇との最初の会見で、二人の間にある関係性が芽生えたあえて、この関係性にふさわしい言葉を探すとしたら、それは父と子の関係に限りなく似たものではなかったろうか。子供を保護する強い父の役割をマッカーサーが担い、保護される従順で生真面目な息子の役割を天皇が担った」と見ている<sup>14)</sup>。

ところで、マッカーサーは「日本の統治体

制の改革（SWNCC-228）」を1946年1月11日に受け取って、そこに示されていた「日本人が天皇制を維持する」方向を決断する。その理由は次の3点に絞ってよい。まず第1の理由は、上に示した天皇個人に対するマッカーサーの個人的感情である。第2の理由は、日本における天皇の権威・カリスマ性（いささか過大に評価されているが）である。マッカーサー元帥は1946年1月25日、アイゼンハワー陸軍参謀長に宛て、「天皇を起訴すれば、間違いなく日本人の間に激しい動揺を起こすであろう」、その場合は最小限100万の占領軍を無期限に駐屯させなければならなくなろうと書き送っている<sup>15)</sup>。マッカーサーは、天皇制を廃した場合の日本人の頑強な抵抗を強く恐れた。日本人の占領軍に対する不退転の抵抗を排除するには、100万の軍と大きな犠牲を払わなければならぬとマッカーサーは書き送ったのである。

天皇制温存の第3の理由は、以下に述べるように、新しく改組されることになっている「極東諮問委員会」との関係である。

#### <マッカーサーはなぜ憲法制定を急いだのか>

マッカーサーが総司令部民生局で日本国憲法を作ってしまうと決意する契機となったのは、1946年1月11日「極東諮問委員会」との会談とその後の同委員会との会議の結果（1月17日）であったようだ。その1週間後の1月24日、ケーディス民生局次長（前歴は弁護士）はホイットニー民生局長から「連合軍最高司令官の憲法改正に関する権限」につ

11) 袖井林二郎『マッカーサーの二千年』中公文庫、1976、71頁。上記SCAPを連合軍最高司令官と訳す。なお連合軍最高司令官の訳もある。

12) ジャスティン・ウィリアムズ『マッカーサーの政治改革』市雄貴・星健一訳、朝日新聞社、1989（原書初版1979）32頁。「人格の出会い」も、同書、33頁。

13) 『マッカーサー回想記（下）』津島一夫訳、朝日新聞社、1964、142頁。

14) 榊原夏『マッカーサー元帥と昭和天皇』集英社新書、2000、80、101頁。

15) 古関彰一『日本国憲法の誕生』112頁。鈴木昭典『日本国憲法を生んだ密室の九日間』、177頁。『マッカーサー回想記（下）』142頁。

いての報告書を求められている<sup>16)</sup>。果たして「連合最高司令官」に日本国憲法改正の権限があるのか。ケーディスの報告書がマッカーサーに届けられるのは、1946年2月1日のことで、「極東委員会の政策決定がない限り 言うまでもなく同委員会の決定があれば、われわれはそれに拘束されるが 閣下は憲法改正について 権限を有されるものである」とあった<sup>17)</sup>。つまり「極東諮問委員会」が現在のように単なる「諮問委員会」に過ぎない間は、マッカーサーが最高意思決定機関であること、従って現時点では日本国の憲法制定も可能であることを示唆していた。

ところがすでに1945年12月27日のモスクワにおける米英ソ3国外相会議の決議によって、「極東諮問委員会 FEAC」が「極東委員会 FEC」に昇格し、マッカーサーの上部機関となるのは、1946年2月26日からであることを決定していた。この2月26日までは、日本側による自主的な憲法（天皇の存続と戦争放棄とを規定した）として明確な形をなしていなければならない<sup>18)</sup>。

マッカーサーが民生局で日本国憲法を作成することを最終的に決意するのは、1946年2月1日のことであろう。この日「極東諮問委員会」が離日し、ケーディスの「権限あり」の報告書を受け取り、かつ『毎日新聞』のスクープによって、マッカーサーは日本政府案＝「松本案」が全く不満な草案であることを知った（2月1日夜松本甲・乙案日本語で総司令部に届く。『毎日』のスクープは英訳されマッカーサーのもとに届く）。マッカーサーはこの時点でつまり2月1日夕方から2月2日の夕方までの丸1日で、「天皇制存続＋戦争放棄」をセットとする総司令部憲法案の輪郭とその憲法草案を日本側に受諾させ、

かつ新国会で承認させるという一連の戦略（タイムテーブル）を描き切る。

それにしても『毎日新聞』のスクープは、ケーディスの報告書の提出と極東諮問委員会の離日といった、まさに絶妙の時になされたのであって、マッカーサーはその戦略を次のように確定する。まず不満な日本政府案を拒否し日本政府を屈服させて総司令部案を飲ませ、次いで極東委員会を沈黙させ、最後に日本国議会で承認させてしまえば宜しい。すなわちその手順は、繰り返し言えば、

(1) 松本案の拒否。松本案の非公式検討会談は2月12日となっていたが、この日は日本案の検討ではなくて、松本案拒否の日とする。そのため総司令部側の憲法完成のタイムリミットは先ずこの日、つまり2月12日に置かれた。

(2) 極東委員会成立の2月26日前であること。この時までなら、マッカーサーはまだ憲法制定の全権を持っている。この時まで日本側の憲法草案は完全なものになっていなければならない。実権なき天皇の存続と日本の完全な脱武装化、つまり日本帝国主義の総帥（天皇）の完全な政治の実権剥奪と日本国の完全な脱武装化、この極端な・理想的憲法によって、天皇の戦争責任を強硬に迫る中華民国、オーストラリア、イギリスなどの鋭鋒をかわすことができよう。

(3) 新しく選出された「帝国議会」で民生局作成の新憲法草案を採択させてしまう。ただし憲法草案の公表は争点の分散を避けて衆議院選挙直後とする。

なぜ早急にマッカーサーは憲法第9条を必要としたのか。結論を繰り返せば、要するにマッカーサーは、天皇制を残すためには天皇制に否定的である「極東委員会」が発足する

16) 鈴木昭典『日本国憲法を生んだ密室の九日間』175～176頁。

17) 鈴木昭典『日本国憲法を生んだ密室の九日間』175～176頁。

18) 古関彰一『日本国憲法の誕生』107頁。古関彰一『日本国憲法・検証5 九条と安全保障』小学館文庫、2001、53～55頁。



前に、「極東委員会」の代表者たちも「結果的には賛成せざるを得ないような思い切った平和的・民主的憲法をFEC(極東委員会)より先に作ってしまう必要があった」<sup>19)</sup>。「思い切った平和的・民主的憲法」の中心に「戦争放棄・戦力不保持・自衛戦争放棄」の平和国家日本と実権なき・無害の「象徴としての天皇」が置かれる。「戦争戦力放棄と天皇制存続」、この一対の構想こそが、第9条の人を驚嘆させる戦争放棄条項の「発案」の根本的理由であり、最終的には、1946年2月26日までという緊急制定が敢行された最大の理由である。当然ながら、ここには米ソ対立の冷戦期の到来は、まったく視野に入っていない。

なお次の理由も、決定的ではないが、興味ある見方である。ジェームス・三木氏によれば、マッカーサーは1945年8月30日厚木に降り立ったときから「アメリカの次期大統領を目指す」との野心を持っていたという。マッカーサーは「もろもろの占領政策を可及的すみやかに実現し、少なくとも2年以内には、講和条約を結びたかった太平洋戦争の指揮官として、日本軍を撃破し、アメリカを大勝利に導いたマッカーサー元帥は、国民的英雄として、カリスマ的な人気があった。その人気冷めないうちに、帰国して軍服を脱ぎ、鳴り物入りで大統領選挙に出馬する。これがマッカーサーの描いたシナリオであった」<sup>20)</sup>と。現職のトルーマンの任期は1948年11月2日の選挙結果が出て、翌年(1949年)の1月20日までである。それ以前にマッカーサーは日本での実績を確固たるものにしておく必要がある。国内的には天皇の温存による平和的な占領政策の遂行(天皇を廃すれば大規模な反乱が起こるかもしれない) 対外的には徹

底的な日本の平和化方針(天皇の無害化と戦争の放棄)によって天皇制の廃止を迫る強硬な列強を押さえ込む。この対内・対外両戦略でマッカーサーの「実績」は確固たるものとなる。

ところで袖井林二郎氏の『マッカーサーの二千年』によれば、マッカーサーの大統領選出馬は、1947年3月頃には「すでにかなり固まっていたと見ていいだろう」(237頁)という。ジェームス三木氏の1945年8月説とは大幅な時間的ずれがあるが、トルーマンの人気はまったく無かったことから、マッカーサーが1945年8月の時点で早くも「大統領への野心」を持ったとしても不思議ではない<sup>21)</sup>。三木説に従えば、天皇制の温存は、マッカーサーの日本統治を成功裏に完成させる手段に他ならず、マッカーサーは天皇を己の野望のために利用したことになる。

## 第二節 第9条の変化

「マッカーサー・ノート」の第2項、戦争放棄に関する部分はどのような変化をたどったか。現行憲法の第9条の文章になったのはいつか。以下では、この変化の跡をたどる。まず、1946年2月3日に突如出現してきた「マッカーサー・ノート」第2項の英文原文と邦訳を掲げる<sup>22)</sup>。

War as a sovereign right of the nation is abolished. Japan renounces it as an instrumentality for settling its disputes and even for preserving its own security.  
It relies upon the higher ideals which are now stirring the world for its defense and its protection.

19) 古関彰一『九条と安全保障』53～56頁。

20) ジェームス三木『憲法はまだか』角川書店、2002、114～115頁。

21) 1948年3月29日『ニューヨーク・タイムズ』は「マッカーサーの勝利確実」と報道していた。ウィリアム・マンチェスター『栄光と夢 アメリカ現代史2』鈴木主税訳、1977、270頁。

22) 鈴木昭典『日本国憲法を生んだ密室の九日間』31頁。

No Japanese Army, Navy or Air Forces will ever be authorized and no right of belligerency will ever be conferred upon any Japanese forces.

国権の発動たる戦争は、禁止する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための手段としての戦争をも、放棄する。日本は、その防衛と保護とを、今や世界を動かしつつある崇高な理想にゆだねる。日本が陸海空軍を持つ権能は、将来も与えられることはなく、交戦権が日本軍に与えられることもない。

この戦争放棄の条項を担当したのは、ケーディス大佐（民生局次長）である。彼は2月4日から取り掛かり数日で完成する。彼はまず、この「マッカーサー・ノート」の条文の「削除」から着手する。彼は「自己の安全を保障するための手段としての戦争をも」と「日本は、その防衛と保護とを、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる」をカットした。「あまりに理想的で、現実的でないと思ったからです。どんな国でも、自分を守る権利があるからです」という理由である<sup>23)</sup>。つまり上記下線部の部分が削除された。ケーディスはその代わりに、第2句の「放棄する renounce」という動詞をそのまま生かして、国連憲章第2条「武力による威嚇または武力の行使」をその主語に据え、1928年不戦条約の第1条後段の「国家の政策の手段としての戦争を放棄する」と重ねる。

ケーディスの完成した文章は、総司令部民生局草案全11章全92条中の、第2章第8条にあたる。後にこの第8条は、第1章の天皇の章で1条増え、第9条となった。「マッカー

サー・ノート」を削除・訂正・加筆したケーディスの原案は以下のものである<sup>24)</sup>。

War as a sovereign right of the nation is abolished. The threat or use of force is forever renounced as a means for settling disputes with any other nation.

No army, navy, air force, or other war potential will ever be authorized and no rights of belligerency will ever be conferred upon the State.

これに対する外務省仮訳は、以下のとおりである（原文はカタカナ句読点なし。邦訳条文については以下同じ）。

国民の一主権としての戦争は之を廃止す。他の国民の紛争解決の手段としての武力の威嚇又は使用は、永久に之を放棄す。陸軍、海軍、空軍又は其の他の戦力は決して許諾せらるること無なるべく、又交戦状態の権利は、決して国家に授与せらるること無かるべし。

1946年2月22日、総司令部案受け入れを決定した日本側は、民生局に諮りながら、3月5日までかかって、英文を「日本化」する<sup>25)</sup>。単なる翻訳ではなく、日米双方の歩み寄りがあり、「日本化」と言われるゆえんであり、日米合作の作業である。修正・翻訳の中心は内閣法制局第一部長の佐藤達夫氏である<sup>26)</sup>。「日本化」の過程で、つまり「1946年3月2日案」で総司令部案の第8条は第9条となった<sup>27)</sup>。すなわち、

第9条 戦争を国権の発動と認め、武力の威嚇又は行使を、他国との間の争議の解決の具とすることは、永久に之を廃止す。

陸海空軍其の他の戦力の保持及国の交戦

23) 鈴木昭典、前掲書、123頁以下。

24) 佐藤達夫『日本国憲法誕生記』191頁以下。

25) 古関彰一『新憲法の誕生』173頁。

26) 佐藤達夫『日本国憲法誕生記』194頁。

権は之を認めず。

1946年3月6日午後5時の「憲法改正草案要綱」発表時点においては、第9条の文言は次のようであった。

国の主権の発動として行ふ戦争及武力に依る威嚇又は武力の行使を他国との間の紛争の解決の具とすることは、永久にこれを放棄すること。

陸海空軍其の他の戦力の保持は之を許さず、国の交戦権は之を認めざること。

1946年3月6日の「憲法改正草稿要綱」発表後、新しい憲法は口語でという要求を受け入れ、総選挙の終わった1946年4月17日に公表され、翌18日の新聞報道によって、国民は始めて、「口語・平仮名」の憲法の全貌を知る。この時の第9条の条文は次のようである（句読点は原文による）。

国の主権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、他国との間の紛争解決の手段としては、永久にこれを放棄する。

陸海空軍その他の戦力の保持は、許されない。国の交戦権は、認められない。

1946年6月20日から開かれた最後の帝国議会（第90回）において、日本国憲法はもう一度最後の修正を受ける。新憲法の審議は7月23日に設けられた「帝国憲法改正案委員小委員会」（秘密会である）によって8月20まで行われ、政府案はかなりの修正を受ける。委員長、芦田均の名をとってこれを「芦田修正」という。下文に示すように、第1項の冒頭の下線部は、日本国民の平和への意思を積極的

に表明するために加えられた。「他国との間の紛争解決の手段」は「如何にも持って回ってダラダラしているから」、これを「国際紛争を解決する手段」と改められた。最大の修正が第2項の冒頭に「前項の目的を達するため」の1句を挿入したことである。芦田均は「第9条の第2項の冒頭に『前項の目的を達するため』という文字を挿入したのは、私の修正した提案であってこれは両院でもそのまま採用された。従って戦力を保持しないというのは絶対にではなく、侵略戦争の場合に限る趣旨である」と説明した。これによって、「その後の自衛のための戦力を合憲とする解釈や主張（自衛戦力合憲説）の根拠になった」<sup>28)</sup>。議会における修正を経て、第9条の最終的形態は、次のようになった。修正された箇所は、下線部で<sup>29)</sup>、これが現行の第9条である。

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

周知のように、9条第2項冒頭の「前項の目的を達するため」の句が加えられたため、「前項の目的」が「国際紛争を解決す手段としては」を指すのか、あるいは「国際平和を誠実に希求する」を指すのか解釈が分かれ、全面放棄説（自衛戦争放棄、自衛隊違憲）と限定放棄説（侵略戦争放棄、自衛隊合憲）との対立を生み出すことになった。

27) 総司令部案の第3条が二分割され現行憲法の第3条と第4条になったため1条増えた。なお佐々木高雄『戦争放棄条項の成立経緯』成文堂、1997、289頁以下。山中永之佑他編『資料で考える憲法』法律文化社、1997、40頁参照。

28) 古関彰一『九条と安全保障』71頁。

29) 佐藤達夫『日本国憲法誕生記』109頁以下。佐々木高雄『戦争放棄条項の成立経緯』、321頁以下特に352頁。古関彰一、前掲書、67頁以下。

### 第三節 第9条解釈の変化

この節では、新憲法成立から現在に至るまでの9条解釈の変遷をたどってみる。出発点は憲法制定直後の時点における、政治家や学者、小学校の教科書に見える、理想に燃えた発言の紹介である。戦争放棄・戦力不保持をうたった新憲法制定の「初心」をまず確認し、冷戦の開始とともに、自衛権を軸にして、なし崩し的にこの理念が放擲されていき、01・9・11ニューヨークの同時多発テロの発生以降は、一挙にグローバルな規模で軍事化が進行し、かつ日本においても、日本国憲法に規定する戦争放棄・戦力不保持をうたう第9条の理念が雲散霧消していく状況をたどる。

#### (1) 初心保持期(1946年11月3日～1949年11月21日)

1946年6月25日、吉田茂内閣総理大臣は6月20日から始まった第90回帝国議会の衆議院本会議で憲法改正案についての趣旨説明を行い、憲法第9条について「自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も放棄したのであります。此の-high理想を以て、平和愛好国の先頭に立ち、正義の大道を踏み進んで行かうと云う固き決意を此の国の根本法に明示せんとするものであります」と格調高く説明した。吉田総理発言のほぼ1週間後、金森徳次郎国務大臣も「是こそ我が国自ら捨身の態勢に立って、全世界の平和愛好諸国の先頭に立たんとする趣旨を明らかに致しまして、恒久平和を希求する我が大理想を力強く宣言したのであります」と同趣旨の発言をした<sup>30)</sup>。

この大理想実現のため「平和愛好国の先頭

に立つ」とは具体的にどうするのが問題である。戦争放棄・戦力不保持の日本は、どういう形で恒久平和に貢献するのか。これに対して、吉田総理は1946年7月4日衆議院委員会において、UNO48条(国連憲章第48条のこと)を引きながら「UNO自身が兵力を持って世界の平和を害する侵略国に対しては世界を挙げて此の侵略国を圧伏する抑圧するという事になって居ります」と答弁している<sup>31)</sup>。UNOとは言うまでもなく国際連合である。また、横田喜三郎氏は『戦争の放棄』<sup>32)</sup>で「平和を愛好する諸国によって組織される国際平和団体にたより、それが侵略戦争を防止し、世界の平和を確保することによって、日本の安全も保証されるのである」と説く。国際平和団体とは国際連合のことである。「国際連合のような国際平和機構が他国の侵略を防いでくれる、というのが憲法の考えである」と<sup>33)</sup>。

1946年9月5日の貴族院帝国憲法改正特別委員会で、南原繁氏も国際連合による日本の国家防衛を前提にしつつ、なお日本は自衛権を放棄し、一切の戦力を保持していないため、「国際連合へ加入の場合の国家としての義務と云うものを、そこで実行することが出来ない」と云ふ状態となって居るのではないかと疑問を呈している<sup>34)</sup>。政治家も学者たちも、若干の論点の相違はあっても、憲法制定の直前直後にあっては、この「戦争放棄・戦力不保持」の国家を世界の平和を目指す「国際連合」の力で守られ得ると判断していたと結論付けることができる。「国際連合」への絶対的信頼がうかがわれる。

「武器なき国家防衛」を「国際連合」に託す

30) 清水伸『逐条 日本国憲法審議録(第二巻)』原書房、1976、4頁。山内敏弘『平和憲法の理論』日本評論社、1992、54頁。

31) 清水伸『逐条 日本国憲法審議録(第二巻)』16頁。

32) 横田喜三郎『戦争の放棄』国立書院、1947年10月刊。

33) 山内敏弘『平和憲法の理論』144～145頁。

34) 清水伸、前掲書、19～21頁。山内敏弘、前掲書、128頁。

との見解のほか、次のような興味深い発言も見られた。高柳賢三氏は1946年8月26日、貴族院本会議において、「従来の主権国家の観念を捨てて世界連邦を作らなければならぬ時期に人類は到達して居る。 - 世界連邦の形における世界国家が成立すれば - 世界に生起する総ての国際紛争は武力を背景とせず、理性によって解決されることになる。武力は世界警察力として、人類理性の僕としてのみ存在が許される」。高柳賢三氏は同じ心を、9月13日貴族院委員会において「世界と云うものが連邦となって、そこに警察力と云うものが、何処の国にも属しない警察力と云うものが世界の平和を確保する、そう云う時代に向かうべきものではないか」と提案している<sup>35)</sup>。主権国家をアクターとする国際連合を止揚して、さらに統合力のある「世界連邦・世界連邦」を構想し、そこに「警察力」を集中して違反国を制裁するという構想である。ルソーの『サン＝ピエール永久平和論抜粋』に見られるヨーロッパ連合の全世界版ともいうべきものである。

文部省の9条解釈は、小学校の教科書『あたらしい憲法のはなし』(1947年)の次のような文章の中で、高らかに宣言されている。「いま、やっと戦争はおわりました。二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか。そこでこんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍隊も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらいつよいもの

はありません、 もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、あいてを負かして、じぶんのいいぶんをとうそうとしないということをきめたのです」。

## (2)「武力によらざる自衛権」説(1949年11月21日)

1947年3月12日、トルーマン・ドクトリンの発表によって世界は冷戦時代に突入する。日本は極東における反共の防波堤としての重要な戦略的意味を持つとされた。1949年11月21日に至って、吉田茂総理大臣は衆議院外務委員会の席上で、「日本は戦争を放棄し、軍備を放棄したのであるから、武力によらざる自衛権はある。外交その他の手段でもって国家を自衛する、守るという権利はむしろあると思います」と発言する。政府見解はこれまでずっと「自衛権・自衛戦争は放棄した」と答弁してきたのに、ここにおいて政府見解は見事に変化し、新しい「武力によらない自衛権」の考えを打ち出したのである<sup>36)</sup>。これ以後、憲法第9条は、冷戦体制の真っ只中で、自衛権を軸に急速に変質していく。政府による9条解釈の変化は、日本の再軍備の深化、自衛隊の変化に沿って、警察予備隊期、保安隊期、自衛隊期、01・9・11以後の4段階に分かれる。

## (3)「警察予備隊」(1950年7月8日):「警察力を補う実力」説。

「武力によらざる自衛権」なる吉田発言は、1950年6月における極東の政治状況の変化によって、より洗練されたものになっていく。つまり、1950年5月30日北朝鮮最高人民会議は南北統一案を採択し、ほぼ一カ月後の6月

35) 荒井誠一郎『平和憲法 基礎と成立』敬文堂、2001、551頁(原文は片仮名)。清水伸、前掲書、71頁。

36) 山内敏弘、前掲書、158～159頁。

25日未明には38度線全域にわたって戦争状態となり、北朝鮮軍は38度線を越えて南進を開始した。朝鮮戦争の勃発である。マッカーサーはこれに対処すべく（名目は国内の治安維持である）同年7月8日吉田首相宛て書簡で、国家警察予備隊7万5千人の創設と海上保安庁8千人の増員を指令したのである。

1950年7月30日、参議院本会議で吉田首相は、「警察予備隊の目的は全く治安維持にある。日本の治安をいかにして維持するかというところにその目的があるのであり、従ってそれは軍隊ではない」と発言した。つまり政府は、憲法で放棄した「戦力」とは警察力を超える実力のことであり、警察予備隊はあくまで「警察」を補うものであるから合憲であると説明した<sup>37)</sup>。

ところで、「戦争放棄・戦力不保持・自衛権放棄」の「マッカーサー・ノート」を書いたマッカーサー元帥自身は日本の国家防衛をどう考えていたのだろうか。古関彰一氏の分析は以下のものである。すなわち、マッカーサーの考えは「沖縄要塞化」構想である。1948年2月のことであるが、マッカーサーは大略次のように言っている。外部の侵略から日本の領土を防衛しようとするならば、われわれは陸・海軍よりもまず空軍に依拠しなければならない。沖縄は仮想的・ソ連に対する米国の防衛線にあたり、かつ米軍の強力にして有効な空軍作戦を準備するのに十分な面積がある。かくて、沖縄を要塞化することによって、日本の本土に軍隊を維持することなく、外部の侵略に対し日本の安全を確保することができよう<sup>38)</sup>。

#### (4)「保安隊」(1952年10月15日):「近代戦争遂行に役立つ程度の装備・編成」ではない説。

1952年4月28日、対日平和条約と日米安全保障条約が発効し、連合軍による占領期は終わって、日本は（名目上は）完全独立国となったが、同日発効の日米安全保障条約によって、日本はアメリカの傘のもとに組み込まれて自衛力の強化を図られる。

1952年7月31日「保安庁法」が公布される。保安庁が設置されて警察予備隊が保安隊となり、海上には警備隊が新設された。保安隊はこの年の10月15日は発足する。政府の「戦力」解釈も当然変化し、1950年の「警察を補うもの」説から、1952年11月25日第4次吉田内閣の統一見解によれば、憲法で禁止している「戦力」とは「近代戦争遂行に役立つ程度の装備・編成を具えるものをいう」と変化した。つまり、保安隊・警備隊の装備は「近代戦争遂行に役立つ程度の装備」であるから「戦力」には入らず、従って「憲法違反」ではないとされたのである<sup>39)</sup>。

#### (5)「自衛隊」(1954年7月1日):「自衛のための必要最小限度の実力」説。

1954年3月8日、米国と「相互防衛援助協定(MSA)」が結ばれ、2ヵ月後の5月1日に発効する。日本は防衛力を増強する義務を負うことになって、1954年6月9日「防衛庁設置法」と「自衛隊法」が公布され（7月1日施行）、保安隊・警備隊は「陸・海・空」3軍をもつ自衛隊となった。かくて自衛隊は憲法の禁ずる軍隊ではないかとの議論が噴出する。鳩山一郎首相は1955年3月29日参議院予算委員会で、「9条の改正を考えている」と答弁し、岸信介首相は1957年5月7日参議

37) 山中永之佑他『資料で考える憲法』法律文化社、1997、67頁。芦部信喜『憲法』岩波書店、1996、57頁以下。

38) 古関彰一『九条と安全保障』58～59頁。

39) 芦部、前掲書、58頁。および佐藤幸治『憲法〔新版〕』青林書院、1994、573頁。

院予算委員会で、「自衛のための必要最小限度の力は違憲ではない」と答弁した。

1972年11月13日吉田一郎内閣法制局長官は参議院予算委員会で「憲法第9条2項が保持を禁じている戦力は、自衛のための必要最小限度を超えるものでございます。それ以下の実力の保持は、同条項によって禁じられてはいないということでございます。この見解は、年来政府のとっているところでございます」と答弁した。つまり「自衛のための必要最小限度の実力」は、憲法で保持することを禁じている「戦力」には当たらない、とするものである。これがその後の政府の公定解釈となった<sup>40)</sup>。

#### (6) 違憲立法「有事3法+有事7法案」の成立 - 小泉内閣の豹変

2001(平成13)年5月8日、小泉首相は土井たか子議員の「小泉内閣発足にあたって国政の基本に関する質問」に答えて、「自衛隊は憲法上自衛のための必要最小限度を超える実力を保持し得ない」との従来の政府見解を繰り返した。しかしその4ヵ月後に01・9・11のニューヨーク同時多発テロが発生する。これを奇貨として、以後ブッシュ大統領はテロ撲滅・ならず者国家懲罰を口実に、国際世論を無視して、アフガニスタン・イラク攻撃と暴走し、世界は一挙に軍事化する。この潮流に世界に先駆けて同調したのが小泉政権である。

03年5月20日の衆議院本会議で小泉首相は「実質的に自衛隊は軍隊であろう。しかし、それを言うてはならないと言うのは不自然だ」と発言する。「自衛他は軍隊だ」との発言は、歴代の首相のついで言わなかったことであって、かくて、この政権下において、03年6月6日に「武力攻撃事態対処法(基本理念・手続き・首相の権限等)」・「改正自衛

隊法(自衛隊の行動を円滑化)」・「改正安全保障会議設置法(専門的な補佐組織)」の「有事3法」が成立する。

ついで04年6月14日には「米軍行動円滑化法案(物品・役務の米軍への提供)」・「自衛隊法改正案(米軍への物品・役務提供の手続き)」・「外国軍用品等海上輸送規制法案(海上輸送への臨検)」・「交通・通信利用法案(自衛隊による港湾空港等の優先的利用)」・「国民保護法案(国民の避難救援の手続き)」・「国際人道法違反処罰法案(国際人道法違反行為の処罰)」・「捕虜等取り扱い法案(捕虜の拘束などの手続き)」の「有事関連7法案」が成立する。これらの法案はいずれも憲法第9条の戦争放棄・戦力不保持・交戦権の否認に違反しており、小泉政権に残された課題は自衛隊を日のあたる場所に連れ出す憲法第9条の改正のみとなった。

こうして、憲法9条の「戦争放棄・戦力不保持」の高い理念は、まず冷戦時代の出現によって、しかも他ならぬマッカーサー自身の手によって、空洞化され、ついで01・9・11を貴貨とする小泉政権によって、実質的に放棄された。世界は今や、ハンチントンの危惧する「文明の衝突」によって厳しい対立緊張が生み出されている。われわれは、今こそ憲法第9条の「戦争放棄・戦力不保持」の高い理念に立ち返るべき時であると考え。もう一度、初心に、つまり憲法制定直後の希望に満ちた精神状況に、回帰すべきではないだろうか。「戦争放棄・戦力不保持」を断行した国家が、国際連合の力で世界の平和に貢献しようとした、その精神に立ち戻るべきではなかるうか。日本の国家防衛は「武力による自衛権論」の行使ではなくて、憲法第9条の趣旨に従って、「武器なき国家防衛論」に立ち戻るべきではあるまいか。繰り返し言えば、冷戦体制の出現によって、「戦争放棄・戦力

40) 芦部、前掲書、58頁。佐藤、前掲書、573頁。『資料で考える憲法』68頁以下。

不保持・国連体制尊重」の理念は捻じ曲げられて「武力による自衛権論」へと迷いこむが、冷戦体制の崩壊後の今日にあっては、再び、その原点へと立ち戻り、「戦争放棄・戦力不

保持・国連体制尊重」を国策の中心にすえ、「武器なき国家防衛」を断行すべしと考える。日本の採るべき脱武装化計画については、稿を改めて論ずることにしよう。